

○生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例
生駒市就学指導委員会条例(平成24年10月生駒市条例第36号)新旧対照表

現行	改正案
<u>生駒市就学指導委員会条例</u> (設置) 第1条 障害のある児童及び生徒に適正な<u>就学指導</u>を行うため、<u>生駒市就学指導委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 委員会は、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、教育学、医学、心理学等の観点から障害の種類、<u>程度</u>等について調査審議する。 (関係者の出席等) 第8条 略	<u>生駒市教育支援委員会条例</u> (設置) 第1条 障害のある児童及び生徒に適正な<u>教育支援</u>を行うため、<u>生駒市教育支援委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 委員会は、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、教育学、医学、心理学等の観点から障害の種類及び<u>程度</u>、<u>就学先</u>、<u>就学後の支援</u>等について調査審議する。 (関係者の出席等) 第8条 略 (調査員) 第9条 委員会に、障害のある児童及び生徒等への訪問調査を行うため必要があるときは、調査員を置くことができる。 2 調査員は、<u>教育委員会が任命する。</u> 3 調査員は、<u>当該訪問調査が終了したときは、解任されるものとする。</u> (守秘義務) 第10条 委員及び<u>調査員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委任) 第11条 略